

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更））【8】」

2. 日時：令和5年9月5日（火）15時13分～18時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
伊藤安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長、星野室長補佐、西野室長補佐、高橋係長、田邊係長

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他13名（うち4名はTV会議システムによる出席）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社より、東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）について、資料に基づき説明があった。

（2）これに対して、原子力規制庁は、説明を受けた内容について事実確認を行うとともに、今後以下の事項等について対応することを求めた。

○可燃物管理に係る用語の定義を明確にするとともに、可燃物管理の方法を火災防護計画にどのように定める予定としているか説明すること。

○火災感知器等を設置しない火災区域又は火災区画（以下「火災区域等」という。）について、可燃物を持ち込まない運用とするのか持ち込む運用とするのか明確にすること。

○火災感知器等を設置しない火災区域等のうち、水素が存在する火災区域等における水素対策（防爆対策）を説明すること。

○屋外開放の火災区域等における火災感知器等の監視範囲の決め方を説明すること。

○使用済燃料乾式貯蔵建屋に霧状の空気が流入した場合の、当該建屋内の光電式スポット型煙感知器の検知性能への影響の有無を説明すること。

○オペレーティングフロアの燃料取替機が光電分離式煙感知器の光軸と干渉するか否かを説明すること。

（3）日本原子力発電株式会社より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 資料 1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【S A 変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種類及び配置の変更）】
- ・ 資料 2 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改 7）

以上